

2025年11月15日

各位

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
ONE GROUP 株式会社
代表取締役社長 田中 文彦

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2025年12月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において議決権の行使できる株主を確定するため、2025年12月1日（月）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上